

○総務省令第百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表十五の項中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

第十四条の二第一項中「行われる無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を」を「無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うもの」に改める。

第四十九条の二十八第一項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十八第一項第一号イ(2)中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同号ハ中「又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局」を「陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

第四十九条の二十八第一項第二号イ(2)中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条第三項中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同項第二号ロ中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて送信バースト長が五ミリ秒のものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。

）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四十九条の二十九第一項第一号イを次のように改める。

イ 基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた

多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせさせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせさせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十九第一項第一号ハ中「又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局」を「陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」に改め、同条第三項中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
- 三 再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電

力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号注23中「注31(9)」を「注31(8)」に改め、同表注31(10)中「(7)及び(9)」を「(6)及び(8)」に改め、同注31(14)中「(12)及び(14)」を「(11)及び(13)」に改め、同注31(15)中「(10)」を「(8)」に改め、同注31(17)イ中「911.46マイクロ秒の自然数倍又は911.46マイクロ秒の自然数倍に1,070マイクロ秒を加えた値」を「911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

別表第二号第51の2中「911.46マイクロ秒の自然数倍又は911.46マイクロ秒の自然数倍に1,070マイクロ秒を加えた値」を「911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。